

千葉県汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱

平成22年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し、必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、法に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (2) 対象変更工事 法第23条第1項の規定による許可に該当しない工事のうち、次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの
 - イ 汚染土壌処理施設に係る主要な付帯設備を変更するもの（当該変更により、生活環境への負荷を増大させるおそれがある場合に限る。）
- (3) 事業計画者 法第22条第1項若しくは法第23条第1項に基づく許可を受けようとする者、若しくは法第27条の2第1項、法第27条の3第1項若しくは法第27条の4第1項の承認を受けようとする者又は対象変更工事を行おうとする者をいう。
- (4) 周辺地域 汚染土壌処理施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすと考えられる地域として別表1で定める地域をいう。
- (5) 近隣住民 周辺地域内に居住又は勤務する者をいう。
- (6) 関係機関等 汚染土壌処理施設の設置に関し、関係する他の法令、条例及び要綱等を所管する機関をいう。
- (7) 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (8) 廃棄物 廃棄物処理法第2条第1項から第5項までの規定による廃棄物をいう。
- (9) 廃棄物処理施設 廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項の規定による廃棄物処理施設をいう。
- (10) 令 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
- (11) 規則 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- (12) 省令 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）

第2章 事前協議等

(事前協議)

第3条 事業計画者は、法第22条第1項若しくは法第23条第1項の許可若しくは法第27条の2第1項、法第27条の3第1項若しくは法第27条の4第1項の承認の申請をし、又は対象変更工事（以下「許可申請等」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ、市長と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議は、次の事項を記載した汚染土壌処理施設設置等事業計画書（以下、「事業計画書」という。）及び別表2に掲げる添付書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名）並びに電話番号等
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) その他、別表3に定める事項

3 事業計画者は、第1項の規定による事前協議において、市長が別に定める立地に関する基準（以下、「立地基準」という。）、構造に関する基準（以下、「構造基準」という。）及び維持管理に関する基準（以下、「維持管理基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、汚染土壌と廃棄物の両方を処理する施設で千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下、「廃棄物指導要綱」という。）による事前協議を行う場合又は廃棄物処理法及び廃棄物指導要綱に適合した廃棄物処理施設において汚染土壌を処理しようとする場合においては、立地基準は適用しない。

4 事業計画者は、第10条に規定する事前協議終了通知書を受けた後に許可申請等を行うものとする。

(近隣住民への周知)

第4条 事業計画者は、前条の規定による事前協議を行うときは近隣住民に対し、当該事業計画について周知に努めるものとする。

2 事業計画者は、周知を行おうとするときは、次の事項を記載した周知計画書を市長に提出するものとする。

- (1) 周知を行う地域
- (2) 周知の方法
- (3) 周知の内容
- (4) その他必要な事項

3 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等を記載した周知結果報告書を市長に提出するものとする。

4 事業計画者は、近隣住民からの合理性のある意見について、当該事業計画に反映するよう努めるものとする。

(関係機関等との調整)

第5条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置に当たり、関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行うものとする。

2 市長は、第3条の規定による事前協議において、必要に応じ関係機関等に意見を求めることができる。

(専門的知識を有する者からの意見の聴取)

第6条 市長は、第3条の規定による事前協議において、必要に応じ専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(事業計画者への指導)

第7条 市長は、第3条の規定による事前協議及び第4条の規定による近隣住民への周知において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書、周知計画書及び提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導（以下、「審査指示」という。）することができる。

2 市長は、事業計画者に対し、必要に応じ前項の審査指示に対する所要の措置の状況及び第5条による調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(審査指示事項終了書)

第8条 事業計画者は、第5条の規定による調整、協議等及び前条による審査指示に対する所要の措置が終了した場合は、審査指示事項終了書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査指示に対する所要の措置及び第5条の規定による調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業計画者に対し、当該事項について再度、審査指示に対する所要の措置及び第5条の規定による調整、協議等を行うことを指示するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 事業計画者は、第3条第2項の規定により市長に提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更書を市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたときは、変更内容を市長に届け出ることにより、これに代えることができる。

(事前協議の終了通知)

第10条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を終了し事前協議終了通知書により事業計画者に通知するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、立地基準、構造基準及び維持管理基準に適合していること。

- (2) 第4条の規定による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第5条の規定による関係機関等との調整、協議等が終了していること。
- (4) 第7条の規定による審査指示に対する所要の措置が適切に行われたこと。

(事業計画書の取下げ)

第11条 事業計画者は、事業計画書を取り下げる場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、第7条の規定による審査指示を行った日から1年を経過してもなお、当該審査指示に対する所要の措置がなされていないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めたときは、事前協議の取下げを指導できるものとする。

(事前協議の失効)

第12条 事業計画者が、第10条の規定による通知を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は対象変更工事に着手しないときは、事前協議は失効するものとする。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱は、必要に応じ、随時見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 4 号関係）

周辺地域

- 1 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 200 メートル以内の範囲内の土地及び当該土地を包含する自治会の区域内の土地。ただし、汚染土壌と産業廃棄物を併せて処理する施設については、千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（昭和 63 年 4 月 1 日施行）により定められた関係地域。
- 2 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

添付書類

事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類
- 5 汚染土壌の処理工程図
- 6 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- 7 他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る省令第 17 条第 1 項の許可証の写し
- 8 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 9 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けたことを証する書類の写し
- 10 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類

- 11 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排水及び排水に係る用水の系統を説明する書類
- 12 排水口（汚染土壤処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類
- 13 汚染土壤処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許若しくは同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類
- 14 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）を防止する方法を記載した書類
- 15 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 16 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類
- 17 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる省令第4条第1号ヲ（1）から（6）までに掲げる物質、令第1条第13号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 18 自然由来等土壤利用施設にあつては、自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤（土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について規則第31条第1項及び第2項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。）との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあつては、土質改良の方法を記

載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

- 19 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る省令第17条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書
- 20 汚染土壌処理施設の設置場所を示す位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること）
- 21 汚染土壌を搬出入する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類
- 22 埋立処理施設又は自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、計画地全体の面積及び埋立の面積の実測求積図
- 23 汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺的生活環境に及ぼす影響を記載した書類

別表 3（第 3 条第 2 項第 5 号関係）

省令第 3 条で定める事項

- 1 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
- 2 他に法第 22 条第 1 項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第 8 条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 3 汚染土壌の処理の方法
- 4 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法
- 5 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、土木構造物の種類
- 6 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量
- 7 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項
 - イ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地
 - ロ 再処理汚染土壌処理施設についての法第 22 条第 1 項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号
 - ハ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

様式第 1 号

汚染土壌処理施設設置等事業計画書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 3 条第 2 項の規定により、汚染土壌処理施設を設置したいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり提出します。

申請者の事務所の所在地								
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称								
汚染土壌処理施設の設置場所	千葉市 区							
汚染土壌処理施設の種類								
汚染土壌処理施設の構造								
汚染土壌処理施設の処理能力	m ³ ／日 () 時間 t ／日 () 時間 m ³ ／時間 t ／時間 面積 m ² 埋立容量 m ³							
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態								
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table><tr><td>許可番号 (申請年月日)</td><td>都道府県 (市) 名</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		許可番号 (申請年月日)	都道府県 (市) 名				
許可番号 (申請年月日)	都道府県 (市) 名							

汚 染 土 壌 の 処 理 の 方 法						
セメントの品質管理方法 (セメント製造施設に限る。)						
土 木 構 造 物 の 種 類 (自然由来等土壌構造物利用施設に限る。)						
保管設備の場所及び容量						
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、 再処理汚染土壌処理施設の 許可番号、種類及び処理能力	名称	所在地	許可者	許可番号	種類	処理能力

添付書類

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類
- 5 汚染土壌の処理工程図
- 6 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- 7 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る省令第17条第1項の許可証の写し
- 8 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 9 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けたことを証する書類の写し
- 10 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
- 11 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
- 12 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排出水の水質の測定方法を記載した書類
- 13 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許若しくは同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類
- 14 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）を防止する方法を記載した書類
- 15 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類

- 16 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類
- 17 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる省令第4条第1号ヲ(1)から(6)までに掲げる物質、令第1条第13号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 18 自然由来等土壤利用施設にあつては、自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤（土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について規則第31条第1項及び第2項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。）との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類
- 19 汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であつて規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壤処理施設（以下「再処理汚染土壤処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る省令第17条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書
- 20 汚染土壤処理施設の設置場所を示す位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること）
- 21 汚染土壤を搬出入する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類
- 22 埋立処理施設又は自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、計画地全体の面積及び埋立の面積の実測求積図
- 23 汚染土壤処理施設の設置等に伴う周辺的生活環境に及ぼす影響を記載した書類

様式第 2 号

周 知 計 画 書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 4 条第 2 項の規定により、近隣住民に対し次のとおり周知を行うので届け出ます。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
施設の設置場所	千葉市 区
施設の種類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
周知を行う地域	
周知の方法	
周知の内容	
その他	

様式第3号

周 知 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第4条第3項の規定により、近隣住民に周知を行ったので次のとおり報告します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	
施設の設置場所	千葉市 区
施設の種類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
周知を行った地域	
周 知 の 方 法	
周 知 の 内 容	
周知の状況 1 周知した範囲 2 周知した人数	半径 m 約 人
そ の 他	

様式第 4 号

審査指示書

年 月 日

様

千葉市長

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 7 条の規定により、下記計画について調整を行うよう通知します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	
施設の設置場所	千葉市 区
施設の種類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
指 示 事 項	

様式第5号

審査指示事項終了書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第7条第1項の規定により、審査指示のあった
下記計画について、調整が終了したので第8条第1項の規定により提出します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	
施設の設置場所	千葉市 区
施設の種類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
審査指示年月日	年 月 日
指示内容	措置内容
調整済事項	

様式第 6 号

事業計画変更書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 3 条第 2 項の規定により、 年 月 日付
けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書の記載事項を変更するので、同要綱第 9 条の規
定により次のとおり届け出ます。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置場所	千葉市 区	
汚染土壌処理施設の種類		
変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

事前協議終了通知書

年 月 日

千葉市長

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 10 条の規定により、下記計画について事前協議が終了したことを認めますので通知します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
施設の設置場所	千葉市 区
施設の種類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
審査指示事項終了書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
その他の	

様式第 8 号

事業計画書取下げ届

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
E - m a i l @

千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第 3 条第 2 項の規定により、 年 月 日付
けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書を取り下げるので、同要綱第 1 1 条の規定によ
り次のとおり届け出ます。

申 請 者 の 事 務 所 の 所 在 地	
汚 染 土 壌 処 理 施 設 に 係 る 事 業 場 の 名 称	
施 設 の 設 置 場 所	千葉市 区
施 設 の 種 類	
事業計画書受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
取 下 げ の 理 由	